

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 愛媛県の一部地域が豚熱感染確認区域に！
- 高病原性鳥インフルエンザの対策の徹底について
- 今年も定期報告書の提出をお願いします！
- 第47回海外家畜悪性伝染病防疫演習を開催
- 一般死亡牛のBSE検査は廃止されます
- 畜産経営への支援を実施します
- がんばる愛媛の畜産
令和5年度愛媛県総合畜産共進会（肉用種種牛、肉牛・肉豚の部）の結果
- 令和5年度の畜産関係表彰
- 牛乳の消費拡大活動を実施中です
- 令和7年度から家畜保健衛生所は3ヶ所体制になります
- 事前の備えで自然災害に強い畜産経営を

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（令和5年8月～令和5年11月）
※中四国各県からの発生報告なし。

○届出伝染病発生状況（令和5年8月～令和5年11月）
※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	8,9	4	5	徳島県	8	1	2
		島根県	8,9	2	5	香川県	8	1	1
		岡山県	8,9	5	11	高知県	9	1	1
		広島県	9,10	4	4	愛媛県	9,11	3	3
		山口県	8,9	6	7				
	破傷風	香川県	9	1	1	愛媛県	11	1	1
	サルモネラ症	鳥取県	8,9	1	2	岡山県	8	1	1
トリパノソーマ症	島根県	9	1	1					
豚	豚丹毒	島根県	8,9	1	2	高知県	9	1	1
		徳島県	8,9	1	11	愛媛県	10	1	3
		香川県	8~11	3	30				
鶏	マレック病	香川県	8	1	2	愛媛県	11	1	3
	ロイコチゾン症	島根県	9	1	2				

県内の家畜疾病発生状況

(令和5年8月末掲載分～令和5年12月)

【牛伝染性リンパ腫】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	乳用牛	46	1	1	元気消失、食欲低下、眼球突出 体表リンパ節の腫大 起立不能、骨盤腔内腫瘤
	10月	肉用牛	106	1	1	
	11月	肉用牛	62	1	1	
【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の早期更新 ○吸血昆虫対策 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与 ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底						

【破傷風】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	11月	乳用牛	0	1	1	神経症状（後弓反張）
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○去勢・除角後の適切な消毒 ○牛房内の金属片等の除去の徹底 ○ワクチン接種						

【牛RSウイルス病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	乳用牛	56	1	6	食欲低下、搾乳量低下 呼吸器症状
	11月	肉用牛	9	1	1	
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

【牛コロナウイルス病及び牛ロタウイルス病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	9月	肉用牛	0	1	1	下痢
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○発症牛の早期隔離 ○初乳の確実な摂取 ○ワクチン接種						

【牛マイコプラズマ肺炎】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	8月	肉用牛	5,6	2	2	呼吸器症状（発咳）、食欲低下
	10月	肉用牛	3	1	1	
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○異常牛の早期隔離 ○ストレスの低減 【参考事項】 マイコプラズマは感染力が強く、農場内に常在する傾向があります。						

【牛コクシジウム病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	11月	肉用牛	16	1	1	下痢
【対策】 ○畜舎の清掃消毒の徹底 ○抗コクシジウム剤の投与						

【豚丹毒】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
東予	9月	豚	150	1	3	菱形疹、チアノーゼ、食欲低下
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○適切なワクチン接種 ○有効薬剤の投与						

【豚サルモネラ症】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
東予	11月	豚	135	1	1	水様性下痢
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ストレスの低減 ○ネズミの駆除						

【豚大腸菌症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
東予	10月	豚	40	1	4	黄色水様性下痢
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○初乳の確実な給与 ○ストレスの低減						

【豚増殖性腸炎及び豚ロタウイルス病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
東予	11月	豚	80	1	4	下痢、血便
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ストレスの低減 ○経口ワクチン投与 ○ネズミの駆除						

【豚パストツレラ症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
東予	11月	豚	134	1	2	呼吸器症状
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○ストレスの低減 ○有効薬剤の投与						

【豚レンサ球菌症】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
南予	12月	豚	29	1	1	急死、神経症状
【対策】 ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○畜舎消毒の徹底						

【滲出性皮膚炎】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
南予	12月	豚	5	1	1	皮膚炎
【対策】 ○有効薬剤の投与 ○豚体消毒						

【浮腫病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	頭数	主 な 症 状
南予	12月	豚	30～40	1	5	急死
【対策】 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

【マレック病】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	9月	採卵鶏	210	1	3	脚・翼の麻痺、斜頸、発育不良
【対策】 ○オールイン・オールアウトの実施 ○鶏舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

【伝染性気管支炎】【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
中予	10月	採卵鶏	20,24	1	17	死亡鶏増加
【対策】 ○鶏舎消毒の徹底 ○ワクチンプログラムの見直し						

高知県及び徳島県での豚熱感染野生イノシシ確認に伴い愛媛県の一部地域が感染確認区域に！

①高知県土佐郡大川村（愛媛県境から約2km地点）で令和6年1月11日に、②徳島県三好市（愛媛県境から約7km地点）で同月26日に回収された死亡イノシシにおいて豚熱ウイルスの感染が確認され、本県の一部地域（①新居浜市別子地域の山間地、②四国中央市の一部）が感染確認区域に設定されました。

【感染確認区域】

野生イノシシ間及び野生イノシシから豚等への感染拡大の防止を図る必要があるとして規定された、豚熱陽性イノシシ確認地点から半径10km以内の区域。

四国地方では、現時点で養豚場での発生はありませんが、本県を除く3県の野生イノシシから本病ウイルスが相次いで検出されています。今回の県境付近での確認も踏まえると、県内への侵入リスクが非常に高まっている状況です。

飼養者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守徹底、適切確実なワクチン接種、異状豚を確認した場合の早期通報をお願いします。



<高知県及び徳島県における豚熱感染野生イノシシの確認地点>

〈四国地方における野生イノシシからの豚熱ウイルス検出状況（頭数）〉

	10月	11月	12月	1月
香川県	6	15	2	2
高知県	1	4	3	8
徳島県	0	2	6	6

令和5年10月～（令和6年1月30日現在）

高病原性鳥インフルエンザの対策の徹底について ～ゴールデンウィーク明けまで警戒が必要～

今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以降、香川県（8例目）を含む8県9事例発生し、約71万羽が殺処分対象となっています（令和6年2月11日時点）。野鳥（カモ類、ハクチョウ類、ツル類、猛きん類、カラス類等）では、北海道から鹿児島県までの23都道府県で101事例（H5N1、H5N3、H5N5、H5N6亜型）確認（令和6年2月9日時点）されており、全国的に本病ウイルスが広く存在していることから、いっどこで発生してもおかしくはなく、本県の養鶏場で発生するリスクは高い状況が続いています。

また、韓国では野鳥及び家きんで多発しており、朝鮮半島の渡り鳥がウイルスを国内に持ち込む可能性もあります。

現在、県では2月16日から5月末まで家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令を発出中です。今春のゴールデンウィークが明けるまでは、発生予防対策を徹底しましょう。

《発生予防のポイント》農林水産省作成PR紙より抜粋

01 農場に入る全ての 人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。

⚠️ 周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。



02 衛生管理区域・家きん舎ごとに 専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

⚠️ 着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。



03 ウイルスを媒介する 野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

⚠️ 「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」



今年も定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止を図るため、家畜・家きんの所有者は毎年、飼養頭羽数や衛生管理の状況等について、報告することが義務付けられています（家畜伝染病予防法第12条の4）。

提出する書類や期限は家畜・家きんの種類や飼養頭羽数によって異なります。ご不明な点がある場合は、管轄の家畜保健衛生所に相談願います。

【報告が必要な家畜・家きんの種類および報告〆切】

	家畜・家きんの種類	報告〆切	報告の基準日
家畜	牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	令和6年4月15日	令和6年2月1日時点の飼養状況
家きん	鶏、うずら、あひる（アイガモ含む）、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう	令和6年6月15日	

【提出物】

1 定期報告書

(1) 基本情報（所有者、飼養衛生管理者、飼養頭羽数等）

※飼養衛生管理者が複数人いる場合は全員分の記載が必要です。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

2 飼養衛生管理基準に関する添付書類

(1) 農場の平面図（衛生管理区域、消毒設備、立て看板等）

(2) 埋却用地の詳細（埋却用地の確保状況） ※追加項目あり

(3) 家畜の飼養密度の詳細（家畜の種類ごとに〇m²/頭（羽））

(4) 特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所へ通報することを規定したものの写し

(5) 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

※添付様式変更に伴い新たに追加された項目について（で記入してください）

※家畜保健衛生所等の調査により、確保した土地が埋却に適さないと判断されている場合

【該当項目にチェック】

県の指導に基づき、焼却・化製処理等を実施するよう準備している

迅速なまん延防止措置のため、新たな埋却用地の確保に努めている

〈焼却・化製処理（レンダリング装置の活用）〉

牛及び豚は、死体は化製処理後焼却、飼料、排泄物及び敷料は発酵消毒を実施

鶏は、死体及び卵は焼却、飼料、排泄物及び敷料は発酵消毒を実施

ただし、小規模養鶏場は死体及び卵も含めすべて発酵消毒を実施

●発酵消毒の場合、手当金及び特別手当金の対象にはなりません。

●県が行う指導は、あくまでも埋却が不適と判断された場合の代替手段です。迅速なまん延防止措置のため、ひき続き、適切な埋却地の確保に努めてください。

■ なお、来年の報告（令和7年2月）からは定期報告等の手続きが電子化されます。概要については次頁の農水省リーフレットをご確認ください。

第47回海外家畜悪性伝染病防疫演習 (高病原性鳥インフルエンザ) を開催

本県では、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫などの家畜伝染病の発生に備え、関係者の危機管理意識の向上等を目的に防疫演習を毎年開催しています。今年度は、中予地方局管内での高病原性鳥インフルエンザの発生を想定し、防疫措置の基本となる作業の訓練を実施しました。

[開催日] 令和5年10月26日

[開催場所] 県立農業大学校(松山市下伊台町)

[参加者] 県、市町、畜産団体、協定締結団体*の関係者等 約180名

(※(一社)愛媛県建設業協会松山支部、(一社)愛媛県バス協会、(一社)日本産業・医療ガス協会愛媛県支部)

[演習内容]

防疫従事者が県庁に集合し、搬送バスにより農業大学校に移動しました。農業大学校体育館で健康調査を実施のうえ、防疫服を着用後、運動場において、生きた鶏を使用した模擬鶏舎(ケージ飼い・平飼い)での捕鳥、模擬鶏の入った容器への二酸化炭素ガス注入による殺処分、農場からの汚染物品の搬出、消毒ポイントでの車両消毒の手順を確認しました。その他、中予家畜保健衛生所からの備蓄資材の搬送や、搬出資材を使った防疫拠点の設置訓練も実施しました。



従事者搬送



健康調査



防疫服の着衣



作業前の防疫服着衣



捕鳥(ケージ飼い)



捕鳥(平飼い)



汚染物品の搬出



車両消毒

【家きん飼養者・関係者の皆様へ】

高病原性鳥インフルエンザの今シーズンの発生ペースは、昨シーズンと比べると緩やかですが、野鳥では全国的に本病ウイルスの感染が確認されています。また、韓国では、年末年始にかけて農場での発生が相次いで確認されています。引き続き、高い緊張感をもって、本病の侵入防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

一般死亡牛のBSE検査は廃止されます(R6.4.1以降)

前号でもお知らせしましたが、令和5年11月14日付けで、牛海綿状脳症に関する法律が一部改正され、検査対象牛の月齢が撤廃されました。

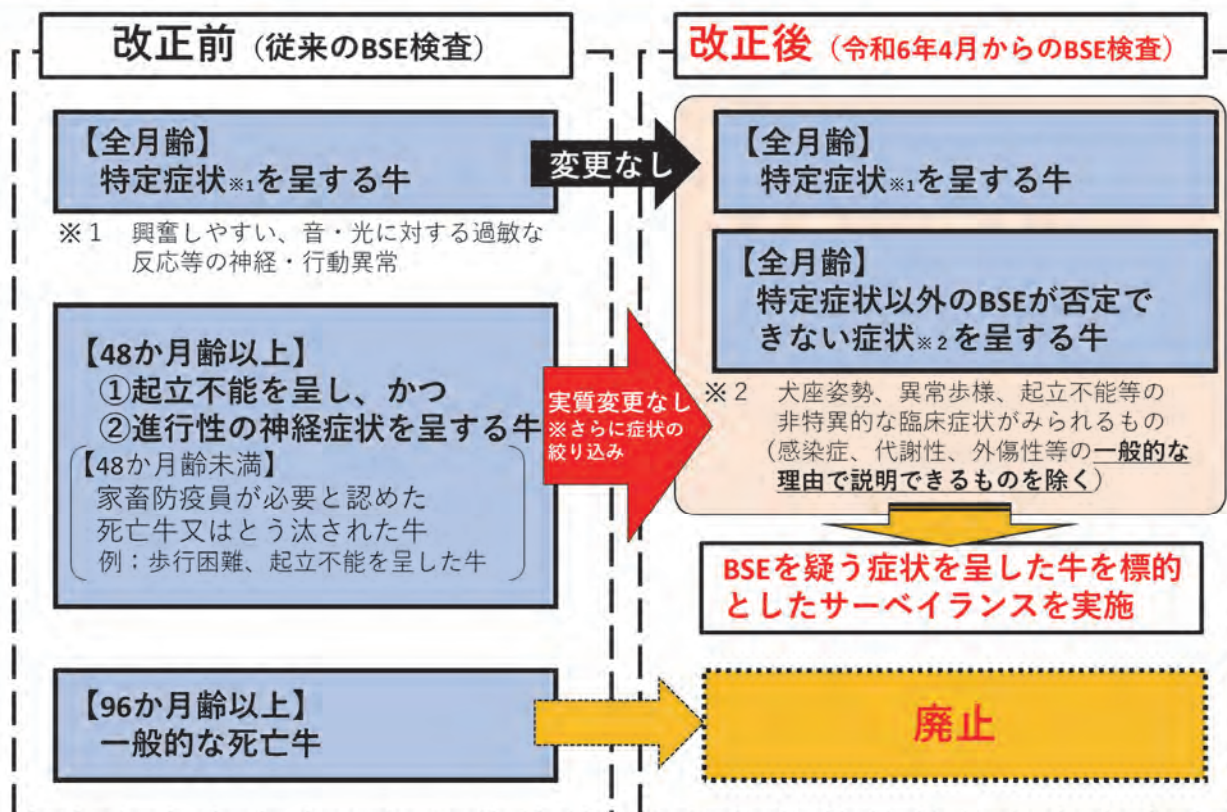
これにより、令和6年4月1日(月)以降は、中予家畜保健衛生所への一般的な死亡牛(96か月齢以上)の搬入は廃止となり、月齢によらず特定症状を呈する牛やBSEを疑う症状を呈する牛のみ検査対象となりますのでご注意ください。従来どおり、特定症状やBSEを疑う症状を呈した牛の検査は、管轄の家畜保健衛生所で実施します。検査対象とならない死亡牛については、適正な処理をお願いします。

なお、検査体制の変更に伴い、年度末の一般的な死亡牛の搬入は以下のとおりとなります。

〈年度末における96か月齢以上の一般的な死亡牛の受付について〉

令和6年3月30日(土)までの死亡牛	(公社)畜産協会BSE検査死亡牛受付専用携帯 080-3166-7222
令和6年3月31日(日)の死亡牛	中予家畜保健衛生所 089-990-1333 ※令和6年4月1日(月)に連絡のうえ搬入してください。

BSEサーベイランスの対象となる牛



畜産経営への支援を実施します

県では、飼料価格の高騰により、厳しい経営環境が続く酪農・畜産経営の維持に向け、令和5年度4月補正予算に引き続き、12月補正予算において、**配合飼料・単味とうもろこし価格の高騰分への支援**を実施します。また、枝肉価格の低下等の影響を受ける**肥育牛生産者への支援**を新たに実施します。

1 畜産配合飼料価格高騰対策支援事業（配合飼料対策）

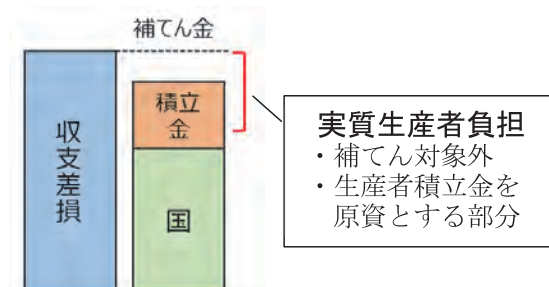
- 【事業主体】市町 【対象者】配合飼料価格安定制度加入者
 【取組要件】令和6年度中の経営の継続、配合飼料価格安定制度の継続加入
 生産コスト低減や国産飼料利用拡大の取組みの実施
 【支援内容】1,500円/トン
 ※令和5年度の配合飼料価格安定制度の補填対象数量

2 自家配合飼料価格高騰対策支援事業（飼料とうもろこし対策）

- 【事業主体】団体（県畜産協会等） 【対象者】自家配合飼料製造農家
 【取組要件】令和6年度中の経営の継続、自家配合飼料製造の継続実施
 生産コスト低減や国産飼料利用拡大の取組みの実施
 【支援内容】1,100円/トン
 ※令和5年度の購入実績数量

3 肥育牛生産者緊急支援事業費（肥育牛生産者への支援）

- 【事業主体】県畜産協会
 【対象者】牛マルキン制度加入者
 【対象牛】令和5年4月～令和6年6月の販売牛
 【支援内容】牛マルキン制度で算定した収支差損のうち実質生産者負担相当額の1/3



- 1、2 支援を受けるには生産者からの申請が必要です。
申請時期や方法は、事業や市町により異なります。
- 3 生産者からの申請は不要です。支援金の交付がある場合は、四半期ごとに事業主体を通じて交付します。

各事業内容の詳細は、管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

がんばる愛媛の畜産

令和5年度愛媛県総合畜産共進会（肉用種種牛、肉牛・肉豚の部）の結果

【肉用種種牛の部】

令和5年11月8日に西予市の野村畜産総合振興センターで、「令和5年度愛媛県総合畜産共進会（肉用種種牛の部）」が開催され、若雌第1区（14か月齢未満）、若雌第2区（14～17か月齢未満）、若雌第3区（17～24か月齢未満）、経産牛（県内で子牛登記牛を生産）の4部門で序列を競いました。審査の結果、各部門で以下の出品牛が優等賞首席を受賞するとともに、農林水産大臣賞等が授与されました。

（敬称略）

部門	名号	出品者	住所地	表彰
経産牛	ゆすら	山口 福己	西予市	農林水産大臣賞
若雌第1区	えめ	平井 正人	西予市	
若雌第2区	ひでみ	岡山 則雄	西予市	中国四国農政局長賞
若雌第3区	てるこ	角藤 幸男	西予市	畜産局長賞

【肉牛・肉豚の部】

12月2日に大洲市のJAえひめアイパックス株式会社で「令和5年度愛媛県総合畜産共進会（肉牛・肉豚の部）」が開催され、家畜の種別に分かれ序列を競いました。審査の結果、以下の出品者が優等賞首席を受賞するとともに、農林水産大臣賞等が授与されました。

（敬称略）

種別	出品者	住所地	表彰
肉牛	谷口 貴	宇和島市	農林水産大臣賞
肉豚	伊予スワインガーデン	大洲市	農林水産大臣賞
交雑種・乳用種	有限会社いとう	東温市	



（左）肉用種種牛の部で農林水産大臣賞を受賞した山口福己氏とゆすら号
（右）肉牛の部で農林水産大臣賞を受賞した谷口貴氏出品の枝肉

令和5年度の畜産関係表彰

(表彰日順、敬称略)

優良家畜人工授精師知事表彰

氏名	住所地
中谷 誠	松山市

表彰日：令和5年7月26日

畜産功労者知事表彰

氏名	畜種	住所地
酒井 栄一	養豚	鬼北町
水口 浩	酪農	松山市

表彰日：令和5年12月2日

牛乳の消費拡大活動を実施中です

愛媛県酪農業協同組合連合会及び四国乳業株式会社では、県の補助事業を活用して、県産牛乳の消費拡大活動を実施しています。酪農家の皆様が丹精込めて生産されている生乳を、たくさんの方へ届けるため、関係機関が一丸となって、取り組んでいます。

【実施した消費拡大活動】

- ・県産牛乳の購入者へのプレゼント企画（愛媛県産牛乳応援キャンペーン）の実施
- ・テレビCMやSNSを用いた牛乳の魅力発信
- ・牛乳レシピの料理教室の開催
- ・地域イベント等でのプロモーション活動

奥伊予ふるさとまつり、四国中央市産業まつり、ふれあいファーム、乳用牛共進会 等



(左) キャンペーンチラシ

(右上) 乳用牛共進会

(右下) 第1回料理教室

令和7年度から家畜保健衛生所は3ヶ所体制になります。 新しい南予家畜保健衛生所を西予市に建設中

現在の南予家畜保健衛生所（八幡浜市）は、昭和40年代に整備されたものであり、築後約50年が経過した庁舎施設の老朽化・狭隘化が著しく、近年の家畜衛生を取り巻く情勢の変化に対応するには多くの課題を抱えています。

このため、令和7年4月の開所に向け、家畜防疫力を高める新しい庁舎を西予市宇和町に建設しており、同所と同宇和島支所の機能を移転・集約することとしています。

また、同年4月には、東予家畜保健衛生所（西条市）に同所今治支所の機能を移転することとしており、現在5ヶ所体制（3家保2支所）の家畜保健衛生所（東予・今治・中予・南予・宇和島）を、支所を統合し3ヶ所（東予・中予・南予）に再編する予定です。

家畜保健衛生所は、これまでも家畜伝染病の発生予防・まん延防止や畜産振興施策の推進など、家畜防疫・畜産振興の拠点として様々な業務を行ってまいりましたが、家保再編により、畜産農家の要望に対しての即時対応力を高め、畜産経営の維持・安定的な発展に寄与していきます。

事前の備えで自然災害に強い畜産経営を

令和6年能登半島地震で被災されました方々に、お見舞い申し上げます。

台風や地震などの自然災害による停電や断水、道路状況の悪化は、家畜の生命活動にも大きな影響を及ぼします。被災時の応急対応を行うには、事前の備えが極めて重要です。災害時・災害後の対応方法としての「畜産経営者のための自然災害危機管理マニュアル」が、一般社団法人全日本畜産経営者協会HP（<https://alpa.or.jp/download/jra/disasters>）（QRコードからもアクセス可）で公開されていますので、まずは、自分たちでできる災害への備えをお願いします。



“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 941-2111 Fax (089) 941-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会BSE検査死亡牛受付専用

携帯Tel 080-3166-7222